

## 1 事業名

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正

## 2 事業の概要

建築基準法の一部改正により用途制限等に係る特例許可申請、用途変更に係る全体計画認定申請等の審査に係る手数料を定める必要が生じたこと及び令和元年10月1日から消費税率等が変更となることに伴い、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても必要に応じて条例改正を予定している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

建築基準法、建築基準法施行令、消費税法、地方税法、租税特別措置法施行令

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正に関する概要

新

旧

議案第60号 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

別表第1 (第2条、第4条関係)

建築基準法関係手数料 (建築主事への申請に係るものに限る。)

項	区分	金額
1	略	
2	法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査 (申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)	略
3	法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査	略
4・5	略	
6	法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査 (完了検査の申請又は通知に係る計画に法第87条の	略

別表第1 (第2条、第4条関係)

建築基準法関係手数料 (建築主事への申請に係るものに限る。)

項	区分	金額
1	略	
2	法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査 (申請又は通知に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)	略
3	法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査	略
4・5	略	
6	法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査 (完了検査の申請又は通知に係る計画に法第87条の	略

	4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)	
7	法第87条の4において準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	略
8・9	略	
10	法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく建築物に関する中間検査（中間検査の申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	略
11	法第87条の4において準用する法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく建築設備の中間検査	略
12	略	

備考 略

別表第2（第2条、第4条関係）

建築基準法関係手数料（市長への申請に係るものに限る。）

項	区分	金額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づ	略

	2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)	
7	法第87条の2において準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	略
8・9	略	
10	法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく建築物に関する中間検査（中間検査の申請又は通知に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	略
11	法第87条の2において準用する法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく建築設備の中間検査	略
12	略	

備考 略

別表第2（第2条、第4条関係）

建築基準法関係手数料（市長への申請に係るものに限る。）

項	区分	金額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づ	略

	く仮使用の認定の申請に対する審査	
2～8	略	
9	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	(1) (2)及び(3)以外の場合 180,000円 (2) 法第48条第16項第1号に規定する増築、改築又は移転の場合 120,000円 (3) 法第48条第16項第2号に規定する建築の場合 140,000円
10・11	略	
12	法第53条第4項、第5項又は第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外等に係る許可の申請に対する審査	略
13～39	略	
40	法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	略

	く仮使用の認定の申請に対する審査	
2～8	略	
9	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	180,000円
10・11	略	
12	法第53条第4項又は第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外等に係る許可の申請に対する審査	略
13～39	略	
40	法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	略

4 1	法第 8 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	27,000円
4 2	法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	120,000円
4 3	法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	160,000円
4 4 ~ 4 6	略	

別表第 4 (第 2 条関係)  
租税特別措置法関係手数料

項	区分	金額
1・2	略	
3	租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号。以下この表において「令」という。）第 2 0 条の 2 第 1 4 項又は第 3 8 条の 4 第 2 3 項の規定に基づく特定の民間再開発事業の認定の申請に対する審査	略
4	略	
5	令第 2 5 条の 4 第 1 7 項の規定に基づく地区外転出事情の認定の申請に対する審査	略

別表第 6 (第 2 条関係)  
長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

4 1 ~ 4 3	略	
--------------	---	--

別表第 4 (第 2 条関係)  
租税特別措置法関係手数料

項	区分	金額
1・2	略	
3	租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号。以下この表において「令」という。）第 2 0 条の 2 第 1 3 項又は第 3 8 条の 4 第 2 2 項の規定に基づく特定の民間再開発事業の認定の申請に対する審査	略
4	略	
5	令第 2 5 条の 4 第 1 6 項の規定に基づく地区外転出事情の認定の申請に対する審査	略

別表第 6 (第 2 条関係)  
長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	略	
2	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査（以下この表において「適合審査」という。）の申出を伴う場合に限る。）	<p>(1) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要しない建築物である場合 次に掲げる額を合算した金額（共同住宅等にあつては、その額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>建築基準法第87条の4の昇降機を含む申請の場合にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>(ア) 昇降機 1基ごとに14,000円（<u>建築基準法第87条の4</u>において準用する同法第6条第1項の規定に基づく計画の変更の確認申請にあつては、7,000円）</p> <p>(イ) 小荷物専用昇降機 1基ごとに5,000円（<u>建築基準法第87条の4</u>において準用する同法第6条第1項の規定に基づく計画の変更の確認申請にあつては、4,000円）</p> <p>(2) 構造計算適合性判定を要する建築物（エにあつては、一の建築物について、建築基準法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物は、当該別の建築物とみなす。4の項金額の欄(2)において同じ。）である場合 次に掲げる額を合算した金額（共同住</p>

項	区分	金額
1	略	
2	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査（以下この表において「適合審査」という。）の申出を伴う場合に限る。）	<p>(1) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要しない建築物である場合 次に掲げる額を合算した金額（共同住宅等にあつては、その額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>昇降機を含む申請の場合にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>(ア) 昇降機 1基ごとに14,000円（<u>建築基準法第87条の2</u>において準用する同法第6条第1項の規定に基づく計画の変更の確認申請にあつては、7,000円）</p> <p>(イ) 小荷物専用昇降機 1基ごとに5,000円（<u>建築基準法第87条の2</u>において準用する同法第6条第1項の規定に基づく計画の変更の確認申請にあつては、4,000円）</p> <p>(2) 構造計算適合性判定を要する建築物（エにあつては、一の建築物について、建築基準法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物は、当該別の建築物とみなす。4の項金額の欄(2)において同じ。）である場合 次に掲げる額を合算した金額（共同住</p>

		<p>宅等にあつては、その額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 次に掲げる構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 1,000平方メートル以内のもの  <u>174,600円</u>（構造計算が建築基準法第20条第1項に規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「認定プログラム」という。）によるものにあつては、<u>120,700円</u>）</p> <p>(イ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>232,900円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>150,400円</u>）</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>267,000円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>164,700円</u>）</p> <p>(エ) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>352,800円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>208,700円</u>）</p> <p>(オ) 50,000平方メートルを超えるもの <u>648,700円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>353,900円</u>）</p>
3～6	略	

別表第7（第2条関係）

		<p>宅等にあつては、その額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 次に掲げる構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 1,000平方メートル以内のもの  <u>166,800円</u>（構造計算が建築基準法第20条第1項に規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「認定プログラム」という。）によるものにあつては、<u>115,350円</u>）</p> <p>(イ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>222,450円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>143,700円</u>）</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>255,000円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>157,350円</u>）</p> <p>(エ) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>336,900円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>199,350円</u>）</p> <p>(オ) 50,000平方メートルを超えるもの <u>619,350円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>337,950円</u>）</p>
3～6	略	

別表第7（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	略	
2	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	1の項に規定する合算して得た額に、次の(1)に定める額を加算し、次の(2)又は(3)に掲げる場合はそれぞれ当該(2)又は(3)に定める額を更に加算して得た金額 (1) 略 (2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 昇降機 1基ごとに14,000円（建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく計画の変更の確認申請にあっては、7,000円） イ 小荷物専用昇降機 1基ごとに5,000円（建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく計画の変更の確認申請にあっては、4,000円） (3) 構造計算適合性判定を要する場合 申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を要する一の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物は、当該別の建築物とみなす。）ごとに、次に掲げる構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1,000平方メートル以内のもの <u>174,600円</u> （構造計算が認定プログラムによるものにあつては、 <u>120,700円</u> ） イ 1,000平方メートルを超え2,000平方

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	略	
2	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	1の項に規定する合算して得た額に、次の(1)に定める額を加算し、次の(2)又は(3)に掲げる場合はそれぞれ当該(2)又は(3)に定める額を更に加算して得た金額 (1) 略 (2) 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 昇降機 1基ごとに14,000円（建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく計画の変更の確認申請にあっては、7,000円） イ 小荷物専用昇降機 1基ごとに5,000円（建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく計画の変更の確認申請にあっては、4,000円） (3) 構造計算適合性判定を要する場合 申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を要する一の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物は、当該別の建築物とみなす。）ごとに、次に掲げる構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1,000平方メートル以内のもの <u>166,800円</u> （構造計算が認定プログラムによるものにあつては、 <u>115,350円</u> ） イ 1,000平方メートルを超え2,000平方



		メートル以内のもの <u>232,900円</u> (構造計算が認定プログラムによるものにあつては、 <u>150,400円</u> ) ウ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>267,000円</u> (構造計算が認定プログラムによるものにあつては、 <u>164,700円</u> ) エ 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>352,800円</u> (構造計算が認定プログラムによるものにあつては、 <u>208,700円</u> ) オ 50,000平方メートルを超えるもの <u>648,700円</u> (構造計算が認定プログラムによるものにあつては、 <u>353,900円</u> )
3・4	略	

別表第9 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1～3	略	
4	法第29条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査	3の項に規定する合算して得た額に、次の(1)に定める額を加算し、次の(2)又は(3)に掲げる場合はそれぞれ当該(2)又は(3)に定める額を加算して得た金額 (1) 略 (2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 昇降機 1基ごとに14,000円(建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく計画の変更の確認申請にあつては、7,000円) イ 小荷物専用昇降機 1基ごとに

		メートル以内のもの <u>222,450円</u> (構造計算が認定プログラムによるものにあつては、 <u>143,700円</u> ) ウ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>255,000円</u> (構造計算が認定プログラムによるものにあつては、 <u>157,350円</u> ) エ 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>336,900円</u> (構造計算が認定プログラムによるものにあつては、 <u>199,350円</u> ) オ 50,000平方メートルを超えるもの <u>619,350円</u> (構造計算が認定プログラムによるものにあつては、 <u>337,950円</u> )
3・4	略	

別表第9 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1～3	略	
4	法第29条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査	3の項に規定する合算して得た額に、次の(1)に定める額を加算し、次の(2)又は(3)に掲げる場合はそれぞれ当該(2)又は(3)に定める額を加算して得た金額 (1) 略 (2) 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 昇降機 1基ごとに14,000円(建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく計画の変更の確認申請にあつては、7,000円) イ 小荷物専用昇降機 1基ごとに

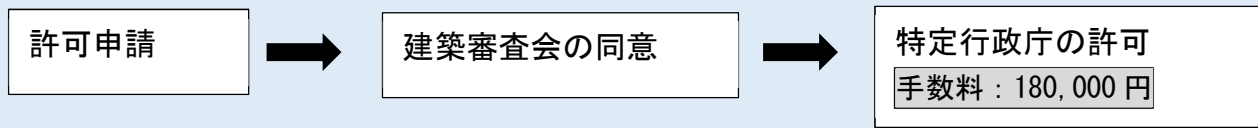
	<p>5,000円（建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく計画の変更の確認申請にあっては、4,000円）</p> <p>(3) 構造計算適合性判定を要する場合 申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を要する一の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物は、当該別の建築物とみなす。）ごとに、次に掲げる構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1,000平方メートル以内のもの <u>174,600円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>120,700円</u>）</p> <p>イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>232,900円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>150,400円</u>）</p> <p>ウ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>267,000円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>164,700円</u>）</p> <p>エ 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>352,800円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>208,700円</u>）</p> <p>オ 50,000平方メートルを超えるもの <u>648,700円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>353,900円</u>）</p>
5～8	略

	<p>5,000円（建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく計画の変更の確認申請にあっては、4,000円）</p> <p>(3) 構造計算適合性判定を要する場合 申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を要する一の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物は、当該別の建築物とみなす。）ごとに、次に掲げる構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1,000平方メートル以内のもの <u>166,800円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>115,350円</u>）</p> <p>イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>222,450円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>143,700円</u>）</p> <p>ウ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>255,000円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>157,350円</u>）</p> <p>エ 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>336,900円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>199,350円</u>）</p> <p>オ 50,000平方メートルを超えるもの <u>619,350円</u>（構造計算が認定プログラムによるものにあつては、<u>337,950円</u>）</p>
5～8	略

# 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正に関する概要

## 1 用途制限等に係る特例許可手続の簡素化（別表第2 9の項）

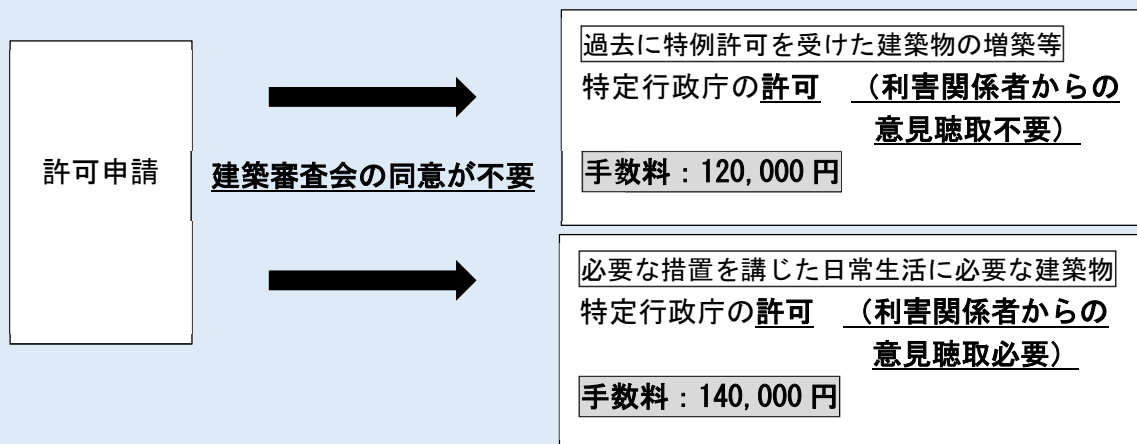
○現行（建築基準法第48条各項のただし書許可） この許可制度は維持



※所沢市建築・開発関係手数料条例の別表第2 9の項



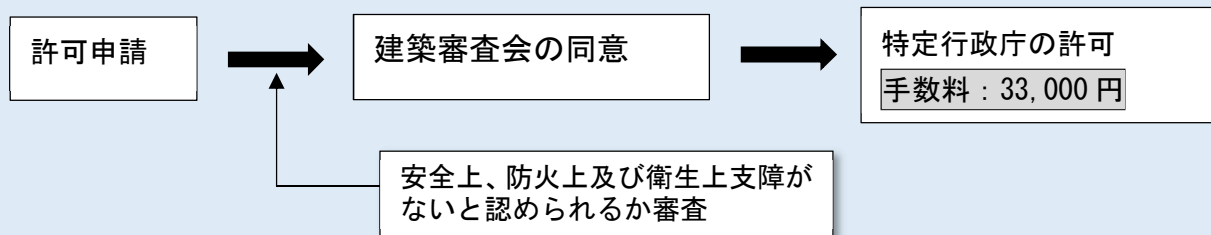
○改正後（建築基準法第48条第16項第1号、第2号） ※制度創設（同条に追加）



※所沢市建築・開発関係手数料条例の別表第2 9の項の許可審査手数料として規定を整備

## 2 前面道路側に壁面線指定を行った場合等の建蔽率の緩和（別表第2 12の項）

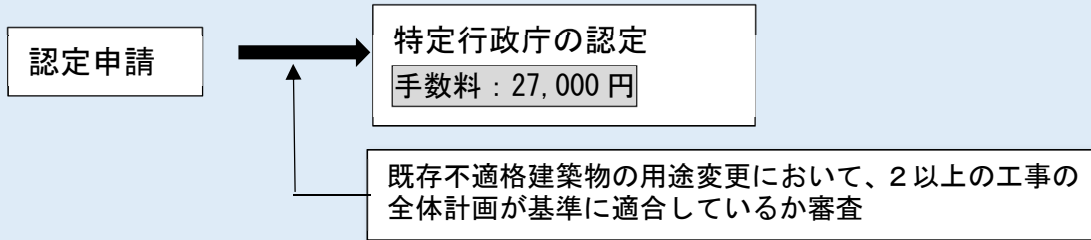
○改正後（建築基準法第53条第5項） ※制度創設（同条に追加）



※所沢市建築・開発関係手数料条例の別表第2 12の項の許可審査手数料として規定を整備

### 3 既存不適格建築物の用途変更に係る全体計画認定制度（別表第2 41の項）

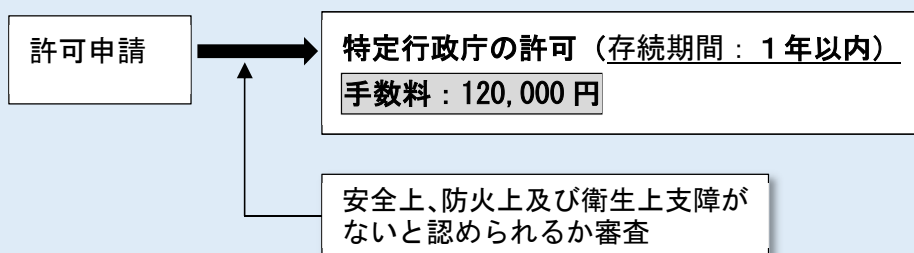
○改正後（建築基準法第87条の2） ※制度創設



※所沢市建築・開発関係手数料条例の別表第2 41の項の認定審査手数料として規定を整備

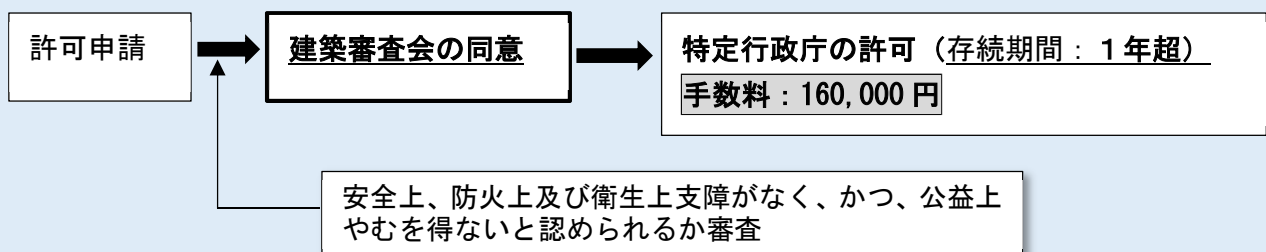
### 4 一時的に他の用途に転用する場合の制限の緩和（別表第2 42の項、43の項）

○新設（建築基準法第87条の3第5項） ※興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗等）



※所沢市建築・開発関係手数料条例の別表第2 42の項の許可審査手数料として規定を整備

○新設（建築基準法第87条の3第6項） ※特別興行場等（国際的規模の競技会等の興行場等）



※所沢市建築・開発関係手数料条例の別表第2 43の項の許可審査手数料として規定を整備